

清水町告示第46号

清水町新成人生活応援支援金支給要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

清水町長 関 義弘

(趣旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために令和3年清水町成人式において会場型式典を中止したことに対する謝意及び町の将来を担う新成人を応援するため、新成人生活応援支援金（以下「支援金」という。）を支給することとし、その支給に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和2年11月1日時点において、清水町に住民登録がされているもの
- (2) 平成28年4月2日から令和2年11月1日までの間に清水町から他市町へ住民登録を異動した者であって、令和2年11月1日時点において清水町内に住民登録のある家族がいるもの

(支給額等)

第3条 支援金の額は、支給対象者1人につき5万円とする。

- 2 支援金の支給は、口座振込の方法により行うものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

(支給の申請等)

第4条 支給対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、令和3年6月30日までに、清水町新成人生活応援支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に公的身分証明書等の写しを添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、第2条第2号に規定する家族に限り、支給対象者等に代わってできることとする。この場合、前項に規定する申請書等に加え委任状(様式第2号)を提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給を決定したときは、清水町新成人生活応援支援金支給決定通知兼振込通知書（様式第3号）により支給対象者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第6条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、支援金の返還を命じることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和3年7月31日限り、その効力を失う。